

(別表1)

事業継続力強化支援計画

鎌ヶ谷市地域防災計画（平成29年8月改訂）を参考

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1 位置及び地形等の特徴

鎌ヶ谷市（以下「本市」と表記）は、千葉県の北西部に位置し、都心から約25km圏内にあり、東は白井市、南は船橋市、西は市川市、松戸市に、北は柏市に接している。下総台地と呼ばれる約12.5万年前に形成された海成段丘上に分布しており、台地は幅100mほどの谷（串崎新田、道野辺などに広がる）が刻まれている。台地の高いところでは標高約30m、谷底では標高約7～10mとなっており、谷底を小規模な河川が流れる程度である。台地を構成する地層は、主に成田層群と呼ばれる砂層からなり、表層の数mはローム層からなっている。谷では表層の数mは軟弱な砂層やシルト層からなり、それより深部は成田層群になっている。

本市には大きな河川が流れていなかったため、甚大な被害をもたらすような水害は発生していないが、谷地などには周囲の水がたまりやすく、降雨に対する河川や水路などの水位上昇が比較的早い。特に、近年の都市化によって、コンクリートやアスファルトなど地表面の被覆率が増加したため、降雨時には地表水が水路や河川に集中する都市型水害が、本市においても複数箇所で発生している。

気候は概ね温暖で、本市の年平均気温は15.8°C（令和元年）である。今までの最高気温は、昭和46年に記録した39.0°C、最低気温は昭和50年、53年に記録した-9.0°Cである。年間降水量は1,357.0mm（令和元年）で、全国的に見ても雨量が少ない方である。特に冬季は乾燥した晴天の日が続く。

2 地域の災害リスク

【震災】

鎌ヶ谷市地域防災計画では、市域における被害が最大となる東京湾北部地震（M7.3）を想定している。東京湾北部地震の震源が本市直下の場合、市域は、ほぼ震度6弱と予測されるが、市南部の一部の地域では震度6強が予測されている。

フィリピン海プレートが北に向かって深くなっているため、南部の震源が北部よりもやや浅いこと、また、地形区分や表層地盤などから、市南部の一部の地域で震度がやや大きくなったと予測されている。

地震発生に伴う市内の液状化危険度については、本市は、ローム台地上に位置しているため、液状化現象が発生する可能性が高い地域は少ないが、小河川沿いや一部の低地で液状化現象が発生する可能性があると予測されている。

また、市内の急傾斜地崩壊危険箇所を対象に、急傾斜地崩壊危険度の判定を行った。東京湾北部地震の震源が本市直下の場合の地震（M7.3）の急傾斜地崩壊危険度については、市内のほとんどの急傾斜地崩壊危険箇所で、危険度が高いと予測されている。



ライフラインについては、上水道で市域の 24% の配水管が破損して、約 3 万世帯で断水し、復旧には約 11 日、また、都市ガスでは、供給エリアのおよそ 4 分の 1 のエリアで供給が停止し、復旧には 22 日を要することを想定している。

道路施設については、国道 464 号の栗野橋で中規模損傷が生じ、1 カ月の通行止めが生じると予測される。鉄道については、大きな被害は受けないと予測される。

《参考資料等》鎌ヶ谷市地域防災計画（平成 29 年 8 月改訂）地震編

【風水害】

本市の風水害は、台風による長雨や集中豪雨によって河川や水路の水がはけきらないために発生するものである。特に水害の発生しやすい場所は、河川や水路の状況、地形などが関係しており、同じような場所で発生している。

直近の令和元年台風第 15 号においては、強風に起因する住家の半壊は 15 件、一部損壊は 233 件、非住家の半壊は 3 件、一部損壊は 6 件の計 257 件であった。また、大雨に起因する床上浸水 1 件、床下浸水 21 件の計 22 件が発生しており、近年の被害では特に甚大なものであった。

《参考資料等》鎌ヶ谷市地域防災計画（平成 29 年 8 月改訂）風水害等編

千葉県防災ポータルサイト（被害集計）

【感染症】

近年、新型ウイルス感染症が蔓延しており、特に新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動への影響は甚大なものとなっている。また、新型コロナウイルス感染症については、国民の大部分が免疫を獲得していない現状であり、全国的かつ急速なまん延により、本市において多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

また、鎌ヶ谷市商工会（以下「本会」と表記）においては、感染症発生、感染拡大時に「緊急経営相談窓口」の設置など、小規模事業者等の事業継続に向けた対応を行っており、今後も迅速かつ適切な対応が必要と考えられる。

【その他の災害】

上記の想定以外の大規模事故のうち、大規模火災等や公共交通等事故は、地震災害及び風水害と異なり、発生原因となる事象及び災害が影響する範囲が局地的であり、市域全体に甚大な被害が発生することはないといえる。しかしながら、大規模事故等が発生した場合、必要となることは、一刻も早く人命を救助し二次災害を防ぐことである。

《参考資料等》鎌ヶ谷市地域防災計画（平成 29 年 8 月改訂）大規模事故編

3 市内商工業者の状況

【商工業者数内訳】

建設業	製造業	卸売業	小売業	宿泊・飲食業	サービス業	福祉等	計
416	265	101	512	334	1,061	304	2,993

※農業を除く 2,993 事業所（うち小規模事業所数 2,068 事業所）

出典：平成 28 年経済センサス

本市の産業構造としては、市内事業所の多くは中小企業・小規模企業者で第三次産業の割合が高くなっています。市の位置が都心と成田空港の中間地点に位置していることから、今後、広域幹線道路である北千葉道路の整備等が進み交通の利便性が高まることで、企業の立地が促進される可能性を有している。

4 これまでの取組み

(1) 本市の取組み

① 防災計画の策定

本市では、鎌ヶ谷市防災会議が災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、本市に係る地震、風水害、大規模事故などの災害に関し、本市及び防災関係機関が全機能を有効に發揮し、市民の協力のもとに、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、「鎌ヶ谷市地域防災計画」を策定している。計画は、総則編、地震編、風水害等編、大規模事故編及び資料編で構成されている。

② 防災訓練の実施

本市では、様々な状況を想定した各種防災訓練を実施している。

(ア) 総合防災訓練

災害時の円滑な活動が図れるよう、大規模地震等の発生を予想して、国、県、各防災関係機関、協定締結市町村、教育機関、企業及び住民との協力のもと、総合訓練を実施する。

(イ) 個別防災訓練

各部署などで、非常参集訓練、避難誘導訓練、無線通信訓練等、災害応急対策で担当する業務について、必要な訓練を実施する。

(ウ) 自主防災組織の訓練

市は、自主防災組織単位に初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、避難所運営訓練等自主防災組織の訓練を指導し、助言をする。

(エ) 施設・事業所等の訓練

保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び社会福祉施設の管理者は、消防本部の指導のもと避難訓練等を実施する。

③ 備蓄倉庫の整備

指定避難所となる学校等に備蓄倉庫を整備すると同時に、空き教室等を利用した備蓄を推進し、各備蓄倉庫へ備蓄品を分散して配置するよう順次整備を行う。

④ 備蓄物資の整備

災害に備えて、必要物資の優先度に配慮しながら、備品の整備を行うとともに、耐用年数のある備品物資は、適宜入れ替えを行う。また、備品物資の選定に際しては、要配慮者や女性等の避難生活等に配慮する。

⑤ 鎌ヶ谷市新型インフルエンザ等対応マニュアル及び業務継続計画の作成

本市においては、令和元年8月に「鎌ヶ谷市新型インフルエンザ等対応マニュアル及び業務継続計画」を作成し、最低限の市民生活を維持するため、継続しなければならない通常業務を特定し、それを実施するために必要となる職員配分等について下記の通りに定めたところである。

- 生活必需品及び食糧の供給支援に係る市内商業者との連絡確保に関すること
- 事業者に対する感染防止・蔓延防止対策に関すること
- 生活必需品の安定供給に関すること
- 商工業者との連絡調整に関すること
- 金融機関への特別融資に関する調整及び市民への広報に関すること

(2) 本会の取組み

① 本市と本会の連携体制

鎌ヶ谷市地域防災計画における、本市及び防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱の中で、本会の業務分掌は以下のとおり定められている。

- (ア) 災害時の食料及び物資供給の協力に関すること
- (イ) 商工業関係被害調査、融資あっせん等の協力に関すること
- (ウ) 災害時の物価安定への協力に関すること

② 本会独自の取り組み

- (ア) 千葉県火災共済協同組合と連携し、火災共済への加入促進
- (イ) B C P（事業継続計画）に関する各種施策の周知
- (ウ) 被災事業者に対する各種補助金申請の支援（小規模事業者持続化補助金等）
- (エ) 日本政策金融公庫や県・市などの公的な各種融資制度の斡旋
- (オ) 国、県及び市が行った商工業関係被害状況調査への協力

II 本市及び本会における課題

1 本市の課題

大規模な災害が発生した場合には、被害が広域にわたるため、公助である防災関係機関の活動のみでは対処することが困難になることから、自助や共助による取組みが重要となる。特に、共助の重要な要素の一つである自主防災組織については、組織の人材不足や地域によって活動意欲の差があることや、そもそも組織が立ち上がっていらない地域があるなどの課題があるなど、市民一人ひとりや地域の防災意識の向上は、今後も継続的な取組みが必要不可欠である。

また、本市の地域防災計画では、公共団体その他防災上重要な施設の管理者一覧に商工会の取り組むべき内容が記載されているが、その内容は商工業関係被害状況調査の協力や救援用物資、復旧資材の確保についての協力、融資希望者の取りまとめ・斡旋等と具体的な記載が無い。災害が多発している近年の状況下において、被災からの早期の復旧・復興を目指し、経済的被害を最小限にとどめるためには、本市と本会の間における緊急時により具体的な取り組みや協力体制等の構築等が必要となっている。

南関東地域で今後30年間にマグニチュード7クラスの地震が発生する確率は70%程度と推計されており、自助・共助・公助が一体となって、市内全域の防災力の向上を図っていくことが重要である。

2 本会の課題

現状、緊急時の組織整備、協力体制、役割分担を定め、具体的な行動に関するマニュアルの整備等を行ったものの、平時及び緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が充分でない。また、緊急時の備えとなる保険、共済、事業継続計画策定に関して推進体制が充分でない他、助言を行える本会職員（経営指導員等）が不足しているといった課題も生じている。そのため、平時及び緊急時に関わらず、指揮系統はあっても具体的な行動がおぼつかなくなるリスクを抱えている。

さらに、感染症対策において、地区内の小規模事業者等に対し予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等衛生品等の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどといった方策も急務となっている。

III 目標

- 1 災害発生時における連絡を円滑に行うため、本会と本市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 2 災害発生後、速やかな復興支援策が行えるよう、本会における体制と千葉県商工会連合会等の関係機関との連携体制を構築する。
- 3 B C P（事業継続計画）策定率の向上に向けて、地区内の小規模事業者に対して災害リスクの認識と事前対策の必要性を周知する。
- 4 各種研修会への本会職員（経営指導員等）を派遣し、各種損害保険やB C P（事業継続計画）作成を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

II 事業継続力強化支援事業の内容

1 事前の対策

(1) 小規模事業者等に対する災害等リスクの周知

- ① 本会職員（経営指導員等）による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策について説明する。
- ② 市広報や商工会報、本会のホームページ等において、国、県の施策紹介や、各種損害保険の概要、BCP（事業継続計画）を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ③ BCP（事業継続計画）策定の専門家を招へいし、小規模事業者を対象にBCP（事業継続計画）策定個別相談会等を開催する。
- ④ 本会職員（経営指導員等）による巡回指導時に、中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の申請等に関する支援を実施する。
- ⑤ 新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ⑥ 事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和2年度に危機管理マニュアルを作成

(3) 関係団体等との連携

- ① 金融機関等の関係機関へハザードマップや損害保険への加入に向けた各種ポスターの掲示、パンフレットの設置を依頼する。
- ② 被災した小規模事業者が低金利融資を受けられるように、金融機関と連携する。
- ③ 被災した小規模事業者が事業設備等を早期復旧できるように優先的な修繕・修理に向けて、建設・設備等の関連団体と連携する。

(4) フォローアップ

- ① 中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画認定企業」に対してその取組み（策定したBCP計画の遂行）支援を実施する。
- ② BCP（事業継続計画）策定個別相談会等に出席した小規模事業者に対して専門家を派遣し、BCP（事業継続計画）策定に向けての具体的な支援を実施する。
- ③ 本会に事業継続力強化支援協議会（構成員：本市担当者、本会正副会長）を必要に応じて設置し、小規模事業者のBCP（事業継続計画）への取組み状況等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

年に一度、様々な自然災害（マグニチュード7の地震等）が発生したと仮定し、本市と本会とで連絡ルートの確認等を実施する。なお、毎年、本市主催による大規模な災害訓練が実施されるため、当該計画に係る訓練は必要に応じての実施とする。

(6) 防災備品の購入

毎年度、本会財源の可能な範囲内で自然災害等による停電等に備えて発電機や携帯充電用備品、ブルーシート等の防災備品を購入する。

〈防災備品 購入一覧（計画期間内に順次購入）〉

備品名	数量	備品名	数量
ヘルメット	10 個	懐中電灯・ランタン	10 基
作業用ゴム手袋	20 双	乾電池	適宜
軍手	100 双	救急セット	3 セット
簡易雨具	100 枚	マスク	1,000 枚
ブルーシート	20 枚	ハンドアルコール	10 本
トイレットペーパー	200 ロール	発電機	1 台
タオル	100 枚	蓄電器	2 台

2 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

① 勤務時間内発災の場合発災後直ちに職員の安否報告を行う。安否報告後、業務従事可能な場合には危機管理マニュアル「危機発生時の行動」に従い、以下の対応を行う。

（ア）商工会館の安全確認及び被害調査

（イ）外出中の職員の確認も含め、職員等の安否把握

（ウ）危機管理マニュアルで定める設置基準に基づき、会長・副会長に災害対策本部の設置有無を確認の上、必要に応じ災害対策本部を設置（商工会館被災時は、商工会駐車場に仮設テントを建て、災害対策本部を設置する）

（エ）役員の安否確認

（オ）被害情報の収集

（カ）救援活動の支援、備品等の提供

（キ）当面の施設運営方針の決定及び鎌ヶ谷市役所等関係機関との連絡調整

② 時間外、休日時発災の場合

勤務時間外または休日に大規模災害が発生した場合、事務局職員は、自身の身の安全を第一に考えた上で、招集基準に従い行動するとともに、発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う。なお、災害対策本部長（商工会長）が来館するまでの間は、初期来館者のうち最上位の職にある者が指揮を代行する。

(2) 応急対策の方針決定

- ① 本会職員の自然災害等発災時における出勤は次のとおりとする。
 - (ア) 職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
 - (イ) 道路の陥没や崖崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず、安全が確認された後に出勤する。
 - (ウ) 家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤する。
- ② 本会による大まかな被害状況の把握は2日以内に実施し、その状況を本会と本市で共有する。

〈鎌ヶ谷市商工会と鎌ヶ谷市で共有する被害規模等の目安〉

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、通信網が遮断されており、確認ができない。
中規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内5%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.5%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、本会と本市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する 必要に応じて追加する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

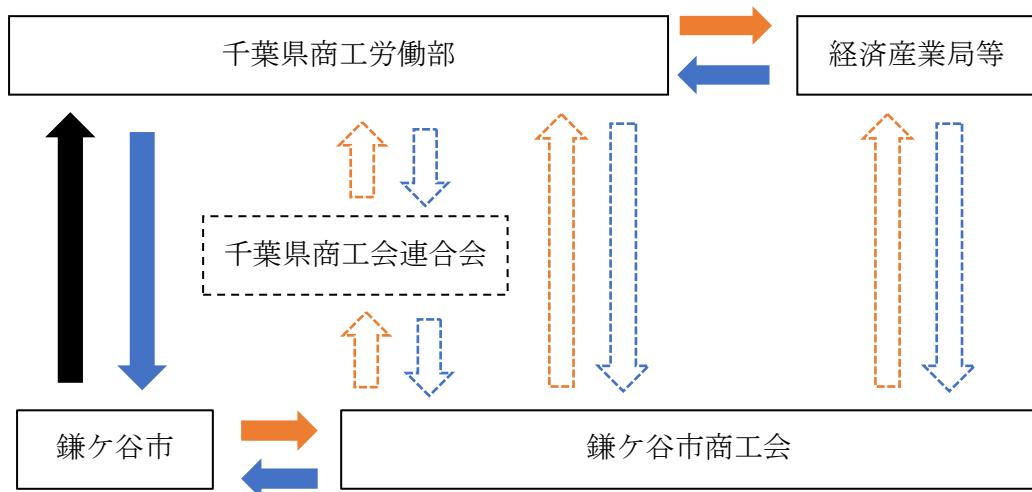
※電話・FAX・メール・携帯電話等による通常の連絡が不通の場合には

商工会が直接、市役所を訪問し、被害情報等を報告する。

3 発災時における指示命令系統・連絡体制

(1) 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うための連絡ルートは次のとおりとする。

※塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集・連絡ルート



(2) 二次被害を防止するための被災地域での活動は次のとおりとする。本会及び本市からの要請等に基づき、本会の役員と総代が二次被害を防止するための諸活動を実施する。

※役員及び総代は被災地域以外の者とする。

(3) 本会と本市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について次のとおりとする。

① 確認方法 本会の役員、総代及び職員で構成する「災害復旧支援班」を組織し被災事業所を実訪してヒアリング調査等を実施する。（構成員／班長：役員1名 班員：総代1名、職員1名）

※役員及び総代は被災地域以外の者とする。

② 被害額の算定方法 被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、本会と本市であらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。

(4) 本会と本市が共有した上記の（2）及び（3）の情報は千葉県の指定する方法にて本市より千葉県へ報告するとともに、本会より千葉県商工会連合会へ報告する。

4 応急対策時の地区内の小規模事業者に対する支援

本会による支援は次のとおりとする。

(1) 相談窓口の開設方法について、本市と相談する（本会は、国・県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口等を設置する）。

(2) 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。

(3) 地区内の小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

(4) 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内の小規模事業者等へ周知する。

5 地区内の小規模事業者に対する復興支援

(1) 千葉県の方針に従い、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。

(2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。

(3) 被災小規模事業者が補助金や復興助成金等を申請する場合の書類作成等の支援を実施する。

(4) 日本政策金融公庫・千葉県制度融資（セーフティネット資金・一般枠）等の融資を斡旋する。

(5) 事業再建計画の策定を支援する。

(6) 市内商店会の災害復旧・復興事業を支援する。

6 感染症対策

新型コロナウイルス等の感染症対策は次のとおりとする。

(1) 事前の対策

- ① Web会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。
- ② 消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。

※前記IIの1の(6)の主な防災備品購入一覧に記載のとおり

(2) 流行時の対策

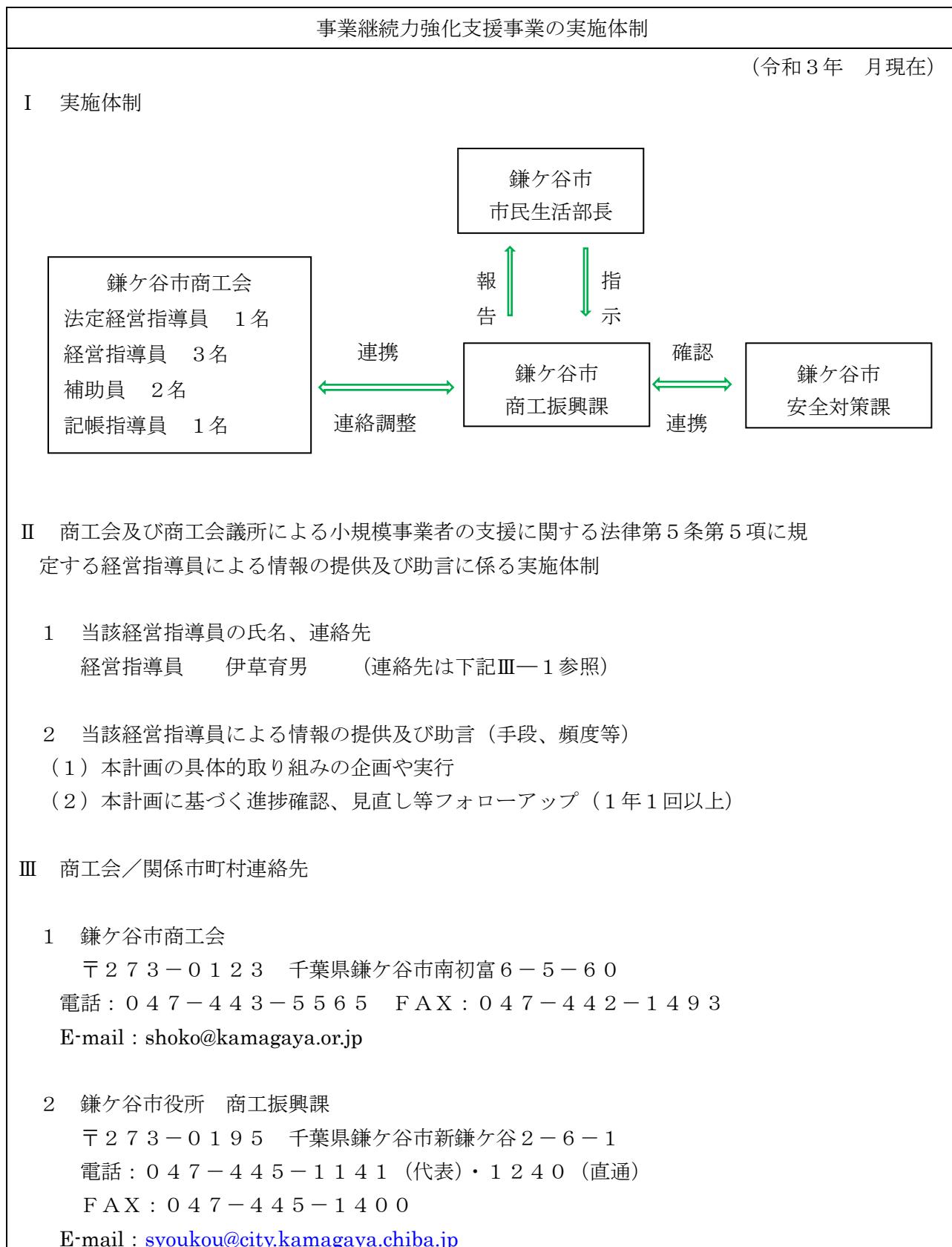
- ① 本会職員を2班に分けて編成し、交代勤務（在宅勤務）を導入する。
- ② 通常総会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は書面議決とする。
- ③ マスク等が不足している小規模事業者へこれらを配布する。
- ④ 本会職員のいずれかが感染した場合は保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

7 その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに千葉県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
セミナー開催費					
講師謝金	150	150	150	150	150
通信費他	50	50	50	50	50
防災備品購入費	100	100	100	100	100

調達方法
会費収入、手数料収入、千葉県小規模補助金、鎌ヶ谷市補助金

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
なし
連携して実施する事業の内容 ① ② ③ ・ ・ ・
連携して事業を実施する者の役割 ① ② ③ ・ ・ ・
連携体制図等 ① ② ③